

令和元年

総務産経常任委員会会議録

令和元年6月24日

田上町議会

令和元年第5回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 令和元年6月24日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 藤田直一君 | 10番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 渡邊勝衛君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 小嶋謙一君 | 13番 | 関根一義君 |
| 8番 | 椿一春君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊倉正治君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|--------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 地域整備課長 | 土田 覚 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 総務課長補佐 | 中野貴行 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書 記 中野祥子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 議会議員 高橋秀昌 議会議員 中野和美
- 議会議員 品田政敏 議会議員 小野澤健一
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第40号 田上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第41号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第42号 下吉田川N〇. 3雨水調整池整備工事請負契約について
- 議案第43号 同報系防災行政無線整備業務委託契約について
- 議案第44号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中
第1表 歳入

第1表 歳出の内

1款 議会費

2款 総務費（1項、5項）

6款 農林水産業費

7款 商工費

8款 土木費

第2表 債務負担行為補正

議案第45号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について

議案第46号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

町のにぎわい創出拠点としましての交流会館の竣工式も28日に控える中、また道の駅の建設もいよいよ始まる昨今でございます。そういう中で、器そのものは着々と準備できつつあります。しかし、その中身につきましては、これからいろいろ皆さんと一緒に協議、審議していく中で、どのようなものを中身にするかということ、それにつきましては、特にこの委員会に置かれている立場といたしますか、任されている任務は大きいものと感じております。また、私もこの席上に立つのは初めてでございます。そのような責任の重いことをひしひしと感じているのが実感でございます。何とぞこの委員会の進行、審議に当たってはいろいろ、また拙いところもあると思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

町長から挨拶をお願いします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして皆さんおはようございます。

土曜日の日は、あじさいまつり開園式に早朝から大変ご苦労さまでございました。式典の最中、ちょっと小雨模様ではありましたが、大変大勢の人たちが山へと登っておられるのを見て、町内はもとより、町外の方々からも本当に非常に愛されている山なのだということを実はつくづく、改めて感じた次第であります。町としてやっぱりこれから一生懸命政府に力を入れていかななくてはならないなということを実は改めて感じさせていただきました。

今日は、総務産経常任委員会ということで、7件ほど上がっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 本日、本委員会に付託された案件は、議案第40号 田上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第41号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第42号 下吉田川 No. 3 雨水調整池整備工事請負契約について、議案第43号 同報系防災行政無線整備業務委託契約について、議案第44号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中、歳入、歳出のうち1款議会費、2款総務費、6款農林水産

業費、7款商工費、8款土木費、議案第45号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第46号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定についての7案件でございます。

委員の皆さんにお諮りいたします。審議の進行に当たりまして、内容から議案第40号、41号、次に議案第42号、43号、議案第45号、46号と40、41号を一括審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 続きまして、42号、43号についても同様でよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 45号、46号についても確認いたします。よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） では、そのように……

（44、45、46ということの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 44は44になります。

（44は単独で、45、46を……の声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 45、46については一括審査といたします。

では、議案第45号を議題といたします。

執行の説明をお願いいたします。

（40号の声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 40号。失礼しました。

（と41ですか。2つですねの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） はい。40、41、2つです。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めましておはようございます。それでは、よろしくをお願いいたします。

議案書の11ページからになります。議案第40号 田上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ということでございますけれども、こちらにつきましては、人事院規則及び働き方改革を推進するための関係の法律の整備によりまして、平成31年4月1日から時間外勤務の上限規制が設けられたことを踏まえまして、今回条例の一部を改正するとともに必要な事項を規則で定めるという形での改正がされたので、お願いをしたいと思います。

それでは、議案書11ページのところで、めくっていただきまして、条例には資料ナンバー5のところにありますとおりに、今ほど申し上げた部分につきましては、規則で定めるということで条例になっておりますので、今回の資料ということで、参考資料ということで規則を添付をさせていただいておりますが、具体的にはその規則のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、規則のほうをお手元に出していただけますでしょうか。規則の新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、今回の超勤命令の上限ということで、1カ月45時間、1年間で360時間の範囲という形で基本的なノルマが設定をされたことに伴いまして、新旧対照表の規則の関係でございますけれども、第5条の7というところで、第2項です。今ほど申し上げました時間外を超えないということで、限度額を設けるということになっております。第3項におきましては、一月につき今ほど申し上げました一月45時間及び1年については360時間という形になったということでございますし、第4項のところにつきましては、これは臨時的な特別な事情、そういうものがあつたものにつきましては、限度時間を一月につき100時間未満、それから1年については720時間を超えない範囲で延長することができるということになっております。ただ、第1号においては一月において45時間を超える月が1年においては6月を超えないということ。さらに、直近の1月、2月、3月、4月及び5月ということで、月平均当たりが80時間を超えないようにということでの設定がされております。それから、第5項におきましては、大規模の災害、そういう場合につきましては運営上必要だという部分についてはこの時間外を超えて命令を、勤務することを命じることができるというような形になっております。ですので、基本的には月40時間、1年については360時間が基本だということで、特殊な場合、もう大規模な災害等があつた場合は、それは変わるよということでございます。

ちなみに、町でございますけれども、実は平成21年度に県のほうからそういう通知が実は来ておりまして、時間外の縮減対策の実施ということで、月45時間、それから3カ月で120時間、1年間360時間という形でその通知に基づいて実は運用をしておりました。そういうことで、国のほうで民間をあわせると、法律が変わりましたので、こういうようなものをあわせて法律の改正をするということで、今回制定をさせていただいたところでございます。

ちなみに、平成30年度の実績におきましては、これらに該当する方は3名ほどいらっしゃいました。先ほど申し上げました特殊な場合、例えば選挙があつたりしま

すので、そういった部分は除きますけれども、3名ほどおりましたけれども、内容的に見ると臨時的にそういう部分はどうしてもやらなければいけない部分で、一月いわゆる50時間を超えたとか、そういう方がおりますので、その後は特にそれを超えるような職員は出ておりませんので、あわせて報告をさせていただきたいと思えます。

それから、議案第41号でございますが、議案書の13ページでございます。特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございますけれども、こちらにつきましても人事院規則の改正によりまして、貿易等作業手当を支給する作業に町長が定める家畜伝染病を追加するというような内容でございます。14ページの裏に新旧対照表が載せてございますけれども、第5条第1項、第3項のところに鳥インフルエンザの次に、その他町長が別に定める家畜伝染病に限るという部分を追加をお願いするものでございまして、具体的には豚コレラ、そういう部分を一応想定して、今回改正がされた内容でございます。

議案第40号、41号については以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ただいまの説明にありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 議案第41号のほうで、これを読んで、今豚コレラという話だったのだけれども、コイヘルペスとか、そういうふうなものとかというのは、こういうのにもやっぱりかかってくるのでしょうか。家畜的なのではなくて、田上の場合には養魚場はないのだけれども、そういうニシキゴイとか何か飼っているような人たちのコイヘルペスとか、そういうものもここら辺に絡んでくるのか。面倒なこと聞くようで。ちょっとそう思ったのですけれども、何かわかればいいですけども、家畜とか、そういう的ではなくて、例えばペットとか、鑑賞用とか、そういう的なものもここに含まれてくるのか、そこら辺わかれば。

総務課長（鈴木和弘君） 今回改正はあくまでも家畜伝染病の予防法の部分での改正がされて、その中にその他町長が定めるということで、具体的にはどうかということの中に豚コレラ等ということになっていきますので、今池井さんがおっしゃる部分はちょっとまだ国のほうでそこまで想定をされていないのかなというふうには思っております。

11番（池井 豊君） やっぱり家畜だね。

総務課長（鈴木和弘君） はい、すみません。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） よろしいですか。

11番（池井 豊君） はい、いいです。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

では、ないようですので、議案第40号、41号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第42号、43号、2案件説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の15ページ、16ページ、それぞれ契約の関係になりますけれども、こちらにつきましては、予定価格は5,000万円を上回るということでございますので、現在仮契約を締結しておりまして、今回議会の議決をいただいて、本契約を締結するというようお願いするものでございます。

それでははじめに、議案第42号でございます。議案書の15ページでございますけれども、下吉田川N o. 3雨水調整池整備工事請負契約でございますけれども、こちらにつきましては、6月の3日に制限付の一般競争を実施をいたしました。その結果といたしまして、堀内・中大・武田特定共同企業体が税込みで1億6,335万円という金額で落札したものでございます。

続きまして、16ページになりますけれども、議案第43号、同報系防災行政無線整備業務委託契約でございます。こちらにつきましても、同日の6月3日に制限付一般競争入札を行いました。その結果、藤島無線工業株式会社さんが税込みで2億5,300万円落札をしたというような内容でございます。

お手元に参考資料として入札の調書を参考につけさせていただいているところでございますけれども、議案第43号につきましては、入札調書をごらんになっていただくと、3社一般競争入札ということで応募があったのですが、結果的にはこの調書だけ見ますと、1社だけという形になっておりますけれども、この辺ちょっと議運の中でもいろいろご質疑等もありましたので、その部分を踏まえてご報告をさせていただきますけれども、当日は実は2社入札の会場に来られまして、入札の前の申し渡し事項調書も署名も捺印もして、入札を始めるという段階では2社いらっしゃいました。今回落札をいたしました藤島無線さんの入札の結果を見て、辞退書を提出したということでございます。基本的に一般競争入札につきましては、広く募集をしているということで、1社であっても、特にはそういう問題はございません。今回は、先ほど申し上げました入札の時点では2社いたということですので、その時点では明らかに競争原理が働いているだろうということで、私どもとしてはここについては特に問題はないということで認識をしております。ただ、実際に契約の実績がどうかというようなことも議運のほうで質疑もいただきました。今

回県内の実績、この3社でございますけれども、藤島無線さんが県内では実績といましては、町と消防とか、そういう部分のものも入札をしている、落札しているところもあるのですけれども、町と同じところでいうと、三条市、村上、燕市さんが藤島無線さんが落札をしている。契約をしておりますし、日本無線さんは阿賀野市さん、それからクシヤさんもやっているのですけれども、これはあくまでも装置だけで、金額的にもかなり少ない金額でございます。あと、ちょっと調べてもなかなか見つからなかったのですけれども、割と大手、日本電気さんだとか、沖電気、そういったところでは契約している業者も実はございますので、この3社での実績という、藤島さんが3社というような実績でございました。

それからもう一点、報告なのですが、6月の10日、同じく地域学習センターの制限付の一般競争入札を実は実施をしております。本来であればこの議会で一緒に提案をして、議決をいただければと思っておったのですが、入札自身が不調に終わりました。今回提案ができませんでした。それで、その後町長、副町長なり、また担当課とも協議をした中で、再度入札に参加する必要な資格の案件をちょっと今、今は田上あるいは三条、加茂という形で区切っているのですけれども、新潟市まで広げて、少し募集を広目にして、今後公告を行って、入札をしていきたいという形で予定しておりますので、報告ということでございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上で終わります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件につきまして質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願ひます。

3番（藤田直一君） 今回の同報系無線の件であります。今鈴木課長が言われるように、田上町の財務規則では指名入札は3社以上という規定がありましたよね。一般競争入札においては何社以上という規定は恐らくなかったというふうに思うので、だから鈴木課長が言わんとすることは、財務規則にのっとった説明であり、それはそのとおりだと思います。ただ、私がこの2億4,317万円というこの予算で財務規則には載ったとしても、その直前で辞退して1社でやるということが本当に入札が適正に内容がされたのかというのは、グレーとしてはやっぱり私は感じるわけであり。全ては財務規則に載っていますから、何ら問題なくといえはそのとおりですが、しかしながらこの2億4,300万円のうちの、例えば落札が幾らだったっけ。

（2億3,000万円の声あり）

3番（藤田直一君） 2億3,000万円で落札なので、ここの中の町負担としては3割を一応町が出さなければならない。最終的にはいろんな書面のうちの交付税とかといういろいろ種類あるでしょうけれども、一応この前の説明では3割を町の負担としなければならない。ならば私は言いたいのは、これを競争原理をかければ、町の財政がいろいろと切迫している中で、もっと負担が軽減もできるのではないかと。あくまでも入札は財務規則に載っているから、何ら違法性もなく、おかしいものはないのですが、でも町が町外のこういう専門屋に出すときはもっと精査をして、私はやってもいいのではないかというふうには考えるのですが、いかがでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 先ほど申しあげましたように、町のほうで公告をして、制限付でありますけれども、一般競争入札をして、広く募集をした結果として3社と。1社は入札の前に辞退したと。2社が当日来られたということで、先ほど申しあげましたように、1社であっても一般競争入札は法律的にはそれで問題ないと。それから、当然当日も2社いたということであれば、町の業務、相手からしても特に何も問題がないという状態の中で入札が行われて、その後に1社辞退をしたという、この結果だけ見れば、1社だけではないかということですが、事務的にはそういう形を踏んでおりますので、特にそこをもう一回という形にはならないと。

3番（藤田直一君） そうです。そのとおりなのです。ただ、それは今度は執行側のやっぱりこの問題を言うのです。だから、少しでも安く上げるためにはいろいろあるでしょうけれども、やられてもよかったのではないかな。もし施工期間がまだまだ余裕があって、いついつまでにしなければならない、そういうのがあって、とてもそれは時間がないから、できなかったのだったら、それもありでしょうけれども、要は町の少ない予算を少しでも軽減を図るような競争原理をもう少し働かせていただければ、それはありがたいなというふうに感じたので、お伺いをいたしました。

それからもう一点。交流会館は予算を組むに当たって、同報系無線の2億4,317万円と一応予算を組んだわけではないですか。この予算を組むに当たっては、コンサルタントとかを入れて、例えば設計を入れてこの予算組みをしたのか、それとも総務のほうで予算組みをしたのか、どちらなのでございますか。

総務課長（鈴木和弘君） 総務課のほうで積算して、予算計上しております。

3番（藤田直一君） では、総務課で予算組みをした。また、財務規則に言いますけれども、何社とられましたか。

総務課長（鈴木和弘君） すみません。私はよく、もしあれだったら補佐からちょっと詳細を説明してもらいます。

総務課長補佐（中野貴行君） 総務課、中野でございます。設計に当たりましては、業者さん3社のほうから見積もり等々いただきまして、それらを参考に設計したところでございます。よろしく申し上げます。

3番（藤田直一君） では、3社をとったということなのですね。財務規則では2社以上をとらなければだめですよというふうにやっぱり書いてありますから、それはそれでよろしいかと思うのです。ただ、設計内訳、もろもろの設計において今町がやられたというお話なのですけれども、町には例えば技術屋さんを含めて、私もコンサルタントとかどこかに業務委託をしてやったのだと言うならば、なるほどなと言うけれども、町の皆さんがやられたということは、大変私難儀すると思うのです、分野が全然違うから。その辺は心配はないのでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） そういう部分で見積もりをとって、それで内容を確認していますから、特に心配はありません。

3番（藤田直一君） 心強い意見聞きました。心配ないと言うのであれば、それはそれで結構でございます。ただ、今後これだけの、2億4,000万円という予算の中で、予算づけをしていくからには、もう少しやっぱり、それは町の皆さん、町の技術屋さんが、また職員さんが予算を組んだり、図面をいじくるのも、それはありとは言いませんけれども、執行においては、何社をとられたかわからぬし、この業者のところからこの入札に参加された皆さんからとったのかはわかりません。わかりませんが、皆さんが入れた、その参考にした予算というものは3社のそれぞれ、3社から見たらそれぞれ突き合わせて表にして、ここは安い、ここは安い、ここは安いといって予算組みしたのか、1社を丸々私は検討したのかわかりませんが、やはり予算組みにおいてもできるならば、やはり専門の人たちを入れて、そしてその専門の人たちが少しでも、町の意向というものについて少しでも安く上がるように、やっぱりしてもらいたいとかという、そういう打ち合わせの中で私はやっていったほうが入札に影響は、グレーという表現がいいのか悪いかわかりませんが、不明なのか何か隠れているようなニュアンスでとれないことも、何か間違っているのではないかと、そういう思いも出ないわけではないので、その辺はやっぱりある程度は明確にして、少しでもお金かかっても、かかった分安くできるような方法で今後の大型の物件は発注をしていただければ、少しでも予算の節約になるのではないかなというふうに、もしわからなかったらまた説明する。そんなことで、ちょっと今後のやり方については意見がありましたら、聞かせてください。言わんとすることわかりましたか。

総務課長（鈴木和弘君） 言わんとすることわかります。よくわかりましたので、今回特に特殊な部分もありましたので、少し今後そういう部分もまた出てくるようだと少し研究をさせていただきたいと思います。

10番（松原良彦君） 私もこの同報系の災害無線、藤島無線ということで、1点だけお聞きしたいのですけれども、1,000万円を超える差額を持って入札したわけですから、この3社の中では、私も通信会社に50年もいたものですから、どの会社がどのくらいの力あるかというのはわかって聞いているわけですから、この3社の中ではやはり妥当なところだと、藤島さんは自分で工事ができますので、全部下請に出すなんてことはしないと思いますので、いいのですけれども、そのほかに保守のほうの契約もそんな話もしたのでしょうか、しないのでしょうか。大体普通であれば安く入札して、保守で経費を儲けるといふか、そういうこともあるのですけれども、そういう保守の関連に関しては別枠でやるというか、それとも不定型というか、そこちょっと聞かせてください。

総務課長（鈴木和弘君） 今回は、あくまでも整備をするための委託ですから、保守はその後です。設置が全部終わってからになるので、それはまた別に契約するような形になっております。ですから、これ2カ年契約だから、次は令和3年度からになります。

10番（松原良彦君） 私もそこも心配したので、聞いたままで、大体妥当な線だと思いますので、大変結構でございます。ありがとうございました。

11番（池井 豊君） 結構ではない。松原さんの聞きたいのは、要は過去にコンピューター関係の入札でなかなか、多分1円入札して、何で1円入札するかというところ、その後の保守点検だとか、その他業務、メンテナンスでがっちり稼がれるからみたいな話があって、こういう特殊なのは、どういう聞き方がいいのかな。こうやって物を納めたら、やっぱり通常の流れとしては納めた業者がそれをメンテナンス、保守点検していくような流れに該当するような仕事なのかということ、そこら辺明確にしてくださいませ。ほかの会社でもメンテナンスできるものなのか。

総務課長（鈴木和弘君） この辺は少しまだちょっとこれから整備をしていって、ここではないかできないかという部分を具体的には協議していった中で検討していかなければいけないかな、今の時点ではここなのか、別なところもできるのかというのは今のところわからないです。

11番（池井 豊君） 話をもとに戻しますと、我々議会議員としては、先ほど藤田議員が言われたように競争原理が働いて、少しでも安く町の予算で落とせるといふ、事

業が行われるという側面もあると思いますけれども、もう一つははっきり言って談合があるような仕組みの業者といたしましうか、業界と、そういう不正があるようなところがないのかというところをしっかりとチェックするのが我々議員の仕事だと思っています。そういう意味で今回の入札を見ると、3社手を挙げて、それで事前に1社辞退して、直前で1社辞退するという流れが明らかに不規則なというか、言い方おかしいけれども、疑わしいというか、そんな感じの入札に見えるわけです。そういう意味で、さっきメンテナンス等々のお話もありましたけれども、この業界の中で、さっき言った日本電気や沖電気やいろんな、様々な名前も出てきましたけれども、何かそういうすみ分けができていないかというふうなところを疑う必要性はあるのではないかなと思うのです。この議会の委員会の場ではっきり聞きたいことは、談合と疑わしき行為、行動が予測されるようなことはなかったでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 先ほど申し上げましたように、2社当日来ましたし、そういうふうな動きがあったとか、そういうことは全然町のほうでは把握はしておりません。

4番（渡邊勝衛君） 私も防災行政無線ということでお聞きしたいと思います。前回事業費ということで2億4,317万円、消費税を入れて決まったわけでございますけれども、まず戸別受信機、これは単価というのはこの中に入っているか、入っていないか、それと国は戸別受信機、できる限り各メーカーに低廉化というような状態で話をされているわけでございますけれども、そういうのもどういう状態になっているか、ただし今後発生するというか、低廉化によって戸別受信機が下がった場合、この金額は下がるわけ。聞かせていただきたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 一応この金額の中には全世帯分が入っています。今後は戸別受信機は令和2年度、来年度になりますので、今ほど渡邊議員がおっしゃるとおり、その時点で金額が下がっているようであれば、そういうふうな下げたものを入れてトータル的には金額が下がるようであれば変更契約する、そういう手続はさせていただきます。

4番（渡邊勝衛君） はい、わかりました。ということで、この2億4,317万円が下がるということで理解していいですね。

（2億4,000じゃないろう。2億3,000だろうの声あり）

4番（渡邊勝衛君） いや、消費税入れて。

総務課長（鈴木和弘君） 消費税入れて2億5,300万円。これは、今の段階で町の仕様に

合わせて入札しているわけですから、それが今後そういう形で下がるかどうかというのはちょっとわかりません。ですから、なるべく戸別受信機も、国が言うように金額を下げてということであれば、それは当然そういう形になって、下がれば下がりますし、全く変わらない部分も出てくる。それは、今後の工事というか、それによつては全然変わってくるかと思えます。

4番（渡邊勝衛君） 今ほど話聞きましたが、戸別受信機の単価は幾らですか。

総務課長（鈴木和弘君） 全体での入札金額になっているので、今幾らかというのはいちよつと。この中に入っています。

8番（椿 一春君） 戸別受信機のことに関連してなのですけども、これからこの契約書に戸別受信機が市場価格が下がればこの契約額も下がるというようなことを契約書にうたうのですか。それをうたって契約するのか、ただ金額下がったから、下げてくれやというので後で交渉するのか、あらかじめ契約書にうたうのか、それどちらかお聞かせください。

総務課長（鈴木和弘君） 契約上にはそういうのはうたいません。ただ、入れるときにどういうものを入れるかということ協議するわけですから、その時点では、数も今全世帯分で見えていますから、場合によっては減る可能性もありますので、それは入れる時点でまた協議をした中で必要であれば、もっと安くなるかもしれませんけれども、契約書の中には具体的にそういうのはうたいません。

8番（椿 一春君） 何か契約を、どうしてもこれ契約なので、あとはお互い業者と発注側と受注側の中で誠意を持った価格交渉でしかないのでは、下がるかどうかというのは全然当てにならぬような、あくまでもこの契約金額で結ぶわけですから、本体が下がろうと、別に下げる必要もないわけですから、そういうのをうたわないうで、それで下がるから、下げるなんていう曖昧なことでもいいのかなというふうに私今感じているのですが、それは本当に大丈夫なのでしょう。

総務課長（鈴木和弘君） まずは、契約書上は戸数、町の言う全世帯、全戸が何世帯ですかということ入札をいただいて、契約をするわけですので、結局はその数が変わったりすれば、また変わりますし、ですので契約書上はあくまでも戸別受信機を四千幾つという形で契約するのだと。全世帯分で契約をするという形になってきますので、契約書上にそれが下がったから、どうかということではなくて、配付する数が減れば変更するような形になるということです。

8番（椿 一春君） たしか数は発注した数とその数が減ったからという交渉の明らかになると思うのですが、これぐらい数が減ったのだから、下げてくれという。ただ、

金額に関しては今からもう定められている、これこれ幾らという金額で向こうもこれならできるといふことで数幾つで総額出しているのだから、あとは工事受注する側が幾らでそれを準備しようが、向こうのこの予算内の中でやればよいことなので、それを後で下がったから、契約金を下げてくれなんていうことをそんな簡単に業者が乗ってくるのかなというふうには、私は逆に、市場価格が下がったから、下がるでしょうなんていうふうな考えはちょっとおかしいような感じがするのですが、それ今後その金額が下がったら下がるというのを信じていていいのでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） ちょっと私の説明が余りよくなかったのかもしれませんが、設計書、設計上は4,200台という形で設計をして、入札をした。今の業者は4,200台ということで積算して、工事とか全体で含めて幾らですよという入札をして、契約をします。実際に今後町のほうでこの4,200台が4,100台になるとか、そういうことになるとう当然変更の設計を町が組むわけですから、台数が減った分の変更をするような形になりますから、それに依って金額が変わるといふ形になるわけです。

3番（藤田直一君） それはわかる。さっきの答弁。

総務課長（鈴木和弘君） だから、それは私が、すみませんでした。

3番（藤田直一君） さっきの答弁は価格が下がれば……

総務課長（鈴木和弘君） 金額が下がったらという、それは……

3番（藤田直一君） 契約内容も減らす……

総務課長（鈴木和弘君） すみません。それは、私がよく確認をしないで答弁したので、それはすみません。訂正させてください。申し訳ありませんでした。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） いいですか。台数で単価の絡みはないということ。

（単価変更はないの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 単価変更ないということですか。

（はいの声あり）

4番（渡邊勝衛君） 今ほど台数の関係のほうで話があったわけですがけれども、当然4,200台は4,100台、それから4,000台になれば、当然金額下がるのわかるのですけれども、その金額が下がるにしても、やはり戸別受信機の単価が出てこなければ、例えば4万2,000円であろうと、3万5,000円であろうと、出てこなければ下がる金額はわかるのではないのでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） あくまでも町が設計した金額をベースにして契約書、入札をしているわけですから、その金額はあくまでも台数が減って、町のもとの設計の金

額で変更契約をするという形になってきますので、町の手続的にはそういう形に変更すると。台数が減れば。

4番（渡邊勝衛君） 今ほど鈴木課長のほうから話があったわけですが、台数だけでは私絶対だめだと思います。単価によってというような状態でいいのではないのでしょうか、ベースが決まっていたとしても。

総務課長（鈴木和弘君） 単価で契約をしているのではなくて、台数のうちの仕様書の中で4,200台ということで、全体的な中で契約をしていますから、幾らかというのが町のほうではわからない、契約の金額が。ですから、幾らで契約するというのではないので、単価1台で幾らということで、単価契約をするようであれば、今渡邊議員がおっしゃるような形になろうかと思うのですけれども、全体の委託という形の中での町の積算の根拠としてはこういうものですよという形になっています。

3番（藤田直一君） 先ほど報告なので、質問はするなと言えませんが。交流会館の件は、今聞いてもいいのですか。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 学習センター。

3番（藤田直一君） すみません。学習センター。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） センターの不調の件ですか。

3番（藤田直一君） 不調の件は質問してもいいですか。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） それは、次の機会があると思いますので。ほかに。ないようですので、議案第43号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第44号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第2号）についてご説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第44号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第2号）でございます。今回歳入歳出それぞれ418万2,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,055万8,000円とするものでございます。

それでは、順次説明をさせていただきます。歳入の議案書24ページからになります。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございますが、今回525万6,000円の追加をお願いするものでございまして、6月の13日の全協でもお話をさせていただきました地域おこし協力隊にまた取り組むということで、今回2名分ということで、その部分について特別交付税で措置をされるという形になっておりますので、歳出のほうで積算をした人件費等々、事務費相当分が525万6,000円ということで、今回増額で計上させていただいているものでございます。

それから、13款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金でございますが、11万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、養護盲老人ホーム胎内やすらぎの家に5月、昨年までは短期入所に入って、入所しておられた方が5月の1日から本入所されるということで、短期入所ですと1日幾らという積算になりますけれども、本入所になりますと、その方の収入に応じてということで金額が変わるということで減額という形になっております。

それから、15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金382万5,000円でございますが、子ども・子育て支援事業費補助金、今回国のほうからの内示額に伴いまして、幼児教育の無料化に伴う部分でのシステムの改修の経費が必要だということで、今回国のほうから内示を受けまして、全額を受けて、歳出でもシステムの改修をしているという内容でございます。

それから、5目土木費国庫補助金でございます。758万円の減額でございますけれども、こちらにつきましては、平成30年度の補正予算で対応いたしました坂田・湯川2号線消パイのさく井工事、こちらが平成31年度の予算にも同じように載っておりますので、減額をさせていただきます。

それから、交付決定で一部交付決定が増ということで来ておりますので、その分橋梁点検の関係で376万円を今回追加でお願いするものでございます。

続きまして、16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金ですが、1万円、工業統計調査の関係で追加の内示が来ましたので、今回増額をお願いするものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は77万5,000円の減ということで、これは今回の財源調整の関係で基金に繰り入れを申し入れする内容でございます。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入でございますが、3節還付金及び交付金200万円、これにつきましては自治総合センターコミュニティー助成事業の交付金、これ保明嶋の関係ですけれども、採択をされたということで今回200万円の追加をお願いするものでございます。

それから、22款町債、1項4目土木債ですから、680万円の減、これにつきましても、先ほどの国庫補助金と同様、平成30年度の補正予算で対応いたしました、坂田・湯川2号線の消パイのさく井工事の関係、これ補助残の部分を起債を充当するということで予定しておりましたので、今回あわせて減額をさせていただくという内容でございます。

歳入は以上です。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、ページのほう26ページ、歳出のほうに移らさせていただきます。1款議会費、1項議会費、1目議会費であります。4月の人事異動に伴いまして、11万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費60万1,000円の減でございますが、こちらにつきましては、4月1日の人事異動に伴う部分での人件費の整備でございます。

27ページ、5目自治振興費200万円、19節負担金補助及び交付金の200万円ということで、歳入で申しあげましたとおり、自治総合センターコミュニティー助成事業交付金を受け入れをし、保明嶋の関係の事業ということで、そちらのほうに補助金として支出をするという内容でございます。

それから、28ページをお願いします。2款5項統計調査費、1目統計調査総務費90万2,000円の減でございます。こちらにつきましては、職員を4月1日付けで内部的に担当する職員を異動させた関係で給与関係が減額になっております。

それから、2目経済統計調査費1万円でございますけれども、県の内示を受けましたので、今回1節の報酬でございますけれども、工業統計の関係で追加をお願いするものでございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 引き続きまして、32ページをごらんいただきたいと思えます。6款農業水産業費、1項農業費、3目農業振興費については、74万7,000円の補正をお願いするものでございます。右側の説明欄をごらんいただきたいと思えますが、農業振興事業74万7,000円の補正については、4月1日の職員の人事異動に伴います増減整理でございます。

続きまして、6目農地費につきましては、140万4,000円の補正をお願いするものでございます。こちらについては、農地一般事業ということで、繰出金140万4,000円の補正をお願いするものでございますが、これ集落排水事業特別会計において実施します公共ます設置工事に伴う繰出金の増ということで、細かい内容につきましては、特別会計のほうで地域整備課のほうより説明がでございます。

続きまして、33ページになります。7款商工費、1項商工費、3目観光費につきましては、全体で570万6,000円の補正をお願いするものでございます。説明欄のほうをごらんいただきたいと思えます。観光事業ということで40万5,000円であります。こちらにつきましては、地域資源調査業務委託料ということでございますが、これ

につきましては先般13日に開催されました議会の全員協議会にてご説明を申し上げましたが、町では新潟中央短期大学との大学連携を契機に東京藝術大学との連携を模索してまいりました。このたび東京藝術大学より芸術という視点から交流会館、道の駅の改修を迎え、田上町に眠る財産、宝、魅力の発掘再発見を行うことで、新たな視点からまちづくりにかかわってもらい、町のブランド化を進めたいというふうに考えております。したがって、今回の補正は東京藝術大学が田上町を実際に訪れまして、町の地域資源調査を進めるための経費を補正させていただきたいというものでございます。

続きましてその下、地域おこし協力隊活動事業でございます。525万6,000円の補正をお願いするものでございます。今回新たに地域おこし協力隊として2名採用し、まちづくりを進めるための人材の活用、確保、定住化の推進につなげたいというものでございます。具体的には先般お話し申し上げましたが、道の駅たがみの開業に向けました運営の支援業務、相談、アドバイスや新たなイベントの企画立案、運営等の相談、アドバイス、それから新たな特産品の開発に係ります提案、販売に係る業務、田上町の魅力発信のための活動など、まちづくりのための業務委託をお願いしたいことから、研修に係ります経費、それから活動に係る経費をお願いするものでございます。ということで、8節の報償費につきましてはそれらに関する研修の旅費でございます。それから、委託料につきましては、地域おこし協力隊の業務委託料ということで、2名の委託をお願いしたいということで経費を補正させていただいております。

続きまして、4目湯っ多里館事業費でございます。補正額200万円ということで、右のほうの説明欄をごらんいただきたいと思います。湯っ多里館管理事業で200万円ということでございますが、こちらにつきましては修繕料ということでございます。内容につきましては、先般、湯っ多里館の和室の大広間の手前の屋根部分から雨漏りが生じ、原因を調査しておりましたが、屋根部分の防水シートの劣化によります漏水が判明したため、早急に修繕を行う必要が生じました。したがって、修繕のほう行っております。そこで、今回の修繕によりまして予算全て使い切ってしまったので、今後の修繕も見込まれますことから、やむを得ず補正をお願いしたいというものでございます。

私のほうから以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 改めておはようございます。それでは、私のほうから議案書33ページになりますけれども、よろしく申し上げます。8款土木費、1項道路

橋梁費、1目道路橋梁総務費でございますが、286万5,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄を見ていただきたいと思います。これは、この春の人事異動によるものでございますので、よろしく願いいたします。

おはぐりください。34ページになりますが、2目道路維持費でございますが、1,232万6,000円の減額をお願いするものでございます。社会資本整備総合交付金事業でございますが、15節工事請負費につきましては、先ほども歳入のほうでご説明申し上げましたとおり、平成30年度におきまして、補正予算でお認めいただいた部分の坂田・湯川2号線の消雪パイプさく井工事1,890万円を同額減額するものでございますし、13節の委託料でございますが、これ道路法によりまして、橋梁とトンネルを5年間で点検することになります。町に該当するものが橋梁が181橋、トンネルが1橋でございます。それを5年間に平準化して点検するわけでございますが、当初予算では橋梁点検につきましては10橋、それから個別施設計画を一式ということで当初予算見ておったのですが、プラス22橋の交付決定による増額の内示をいただきましたので、したがって橋梁が32橋、個別施設計画1橋ということで、この657万4,000円の追加でございますが、橋梁22橋分の橋梁定期点検業務委託料ということで、657万4,000円の追加をお願いするものでございます。

それから、8款3項3目下水道対策費でございますが、146万9,000円の追加をお願いするものでございまして、これにつきましては、下水道事業特別会計のところでご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書21ページをお願いします。

今回債務負担行為の補正をお願いするものでございまして、21ページのところで、eLTAxに係るASPサービス導入、これ電子申告の関係なのですけれども、今回三条市が共同で実施をしている部分で、今回田上も参加をさせていただくということで、全部で15団体参加をするということで、ちょうど5年前の三条市のリプレイスにあわせて今回町も参加をさせていただくということで、今回三条市で入札が終わりました。その結果、債務負担行為、長期での契約が必要になるということで、今回追加のお願いをするものでございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 産業振興課、地域おこし協力隊についてです。今日も何か新潟日報に地域おこし協力隊10周年の記事が出ていて、私も余りよく読んでいなかったで

すけれども、まず担当課に聞きたいのが地域おこし協力隊委託料、業務委託料ということで、これ業務委託というの、誰に対して業務委託をするということなの。隊員として来る個人に対して業務委託するのか、それを受け入れ団体があって、受け入れようとか、受け入れ団体があって、そこに委託料として支払うのか、その確認だけまずさせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 委託料の支払い先でございますが、当然対個人になります。個人委託。町と個人がそれぞれ委託契約を結んで、委託料もお支払いをするということでございます。

11番（池井 豊君） はい、わかりました。それはそれでいいです。

この間の全協の後、議運、議会までにいろいろ詳細な資料ということで地域おこし協力隊推進要項というのを参考資料として配ってもらったりもしました。これをやっぱり見ますと、町が考えている依頼する業務というものに対して、やっぱり総務省が考えている、これは定住、定着を図る取り組みについて、地方自治体が意欲的かつ積極的に取り組むようなことができるようにとか、または事業推進に当たった際の留意点にも地域おこし協力隊員が地域活動の終了後も定住、定着できるよう、地域おこし協力隊員に対する生活支援、就職支援等を同時に進めることが望ましいとか、（4）にも地域への定住、定着というふうなことがそこらじゅうに強くうたわれているのですけれども、どう考えてもこの依頼する業務という内容を3年間やっただけでは定住、定着できないと思われま。ちょっとイメージ的に道の駅のことで考えるならば、それこそこれから指定管理希望者との連携があって、そのところにその先々就職して、そういうことを担っていくというような流れを描くか、または活動をしながら田上の特産品の6次加工品とか、そういう6次化の加工品を作るところを研修中に立ち上げて、その後起業していけるような仕組み作りをこの中に入れていかないと、これ任期が終わったら帰っていくというようなことになりかねないので、そこを慎重にやっていく必要があると思えますけれども、どうやったら産業振興課のほうでは、その後、終了後も定住、定着できるようにするという総務省の考え方を実践することを産業振興課はどのように考えているのか、質問いたします。

産業振興課長（佐藤 正君） 定住化に向けた部分ですが、先般、今回の中でもちょっと特別委員会の席で池井さんから同じようなご質問がありましたので、そのときもそのようにお答えさせていただいたのですが、基本的に業務を委託しますので、勤務の時間を大体7時間45分とか、そのくらいの時間になるわけですが、それ以外

の時間を地域の人たちと交流したり、いろいろな形で地域作りを、地域のネットワークをそれぞれ来た方が構築していただくことで、地域おこし協力隊として動きやすい環境を作りつつ、なおかつこちらの定住化に向けたいろんな形で新しい起業に向けたいろんな部分だとか、そういうものを含めていろんな活動をぜひしていただければなというふうに思っております。ただ、この間もお話ししましたが、町としてはできるだけそういう動きがあれば、当然支援をしていきたいというふうには考えていますが、今のところはそのような形での考え方を私どものほうでは持っております。

以上です。

11番（池井 豊君） そういう考え方なのでしょうけれども、やっぱりその時間外で交流を深めてなんていうことでは定着は図れないと思うのです。やっぱりこれ私指定管理候補者も巻き込みながらじっくりと地域おこし協力隊の隊員をどのように育てていくかというところをやっていく必要があると思っております。その間全協があって、その後の新潟日報を見た後、私商工会に行き行って聞いたら、そういうこと書いてあったよねみたいな形で、商工会の関係者は全然知らなかったようなのですけれども、指定管理希望者とそういう調整は、この間も質問あったかもしれないのですけれども、そういう調整をしていく予定はあるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

産業振興課長（佐藤 正君） 当然ですが、先ほど申し上げましたとおり、やっていた業務につきましては、道の駅の運営支援業務、相談とかアドバイスも当然ございますので、その辺はこの間の全協の後、まだ時間がちょっとなくて、具体的なお話は指定管理希望者とは話を詰めることがまだできておりませんが、その辺は十分協議してまいりたいというふうに考えています。

11番（池井 豊君） わかりました。これ本当に、田上町にとってみれば地域おこし協力隊というのは初めて導入するわけなのですけれども、これが産業振興課の失敗で断ち切れにならないように、これがまたほかのところにできるようないい事例になっていかなければならないわけです。これから育てていって、我々も大いに期待しているところでもありますので、ぜひこの移住、定住で残ってくれる、町の力になってくれるというところをぜひ意識してやってもらいたいと大いに期待しておりますので、よろしくをお願いします。

それから、もう一つちょっと議運の中でも言ったのですけれども、湯っ多里館事業についてです。雨漏りの改修なのですけれども、これに伴って例えば工事によっ

て休業しなければならないとか、そういう必要性があるのかどうかという話と、もう一つ今年度事業でいろいろ修繕入っていると思うのですけれども、今何かお湯が、温泉が出なくて沸かし湯にする期間が入ったのかな、もうすぐ入るのかな、わかりませんが、今の湯っ多里館の状況をちょっと聞かせていただきたいと思います。

産業振興課長（佐藤 正君） 雨漏りの工事の関係につきましては、休業中ということとは特にごさいませんでした。ただ、若干雨漏りが生じておりましたので、部屋の部分を少しそのうち部屋の一部を使えないという形で仕切りを置いた中で運営といたしますか、業務を行ってまいりました。

それから、湯っ多里館のほうの温泉のほうの関係でございますが、温泉の浚渫の関係でございますが、5月の24日に入札を行いまして、5月の24日から8月の31日までの工期ということで浚渫工事を行っております。現場のほうは、大体7月の20日過ぎぐらいまでの工期ということで現場のほう入ることになっております。その間湯っ多里館のほうではそれこそ……

（いつからいつまで入湯税もらえる期間……の声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） 6月の19日から浚渫工事の開始が6月19日からでしたので、6月19日から7月の12日までの間、一応町のホームページ等では入湯税いただきませんということで掲載をしております。それを私どものほうでも協議がございましたので、承知をしておるところでございます。

以上です。

11番（池井 豊君） では、入湯税がもらえない期間が約1カ月ぐらいになるということなのですけれども、当初予算における入湯税の予測にこれは影響、折り込み済みですか、入湯税の減収というのは。

産業振興課長（佐藤 正君） 実際に現場に入る時期等々がちょっと明確ではございませんでしたので、その辺についての試算については、予算については含まれておりません。したがいまして、この期間例えば入湯税取らないということになれば、減額ということが考えられます。

以上です。

（質問の声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 傍聴。

傍聴人（中野和美君） 傍聴も議員は質問できるのですよね。

（みんな終わってからの声あり）

傍聴人（中野和美君） 終わってからですか。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） はい。

傍聴人（中野和美君） 皆さんが、では終わったら。

8番（椿 一春君） 私もこの地域おこし協力隊についてなのですが、今これ県の何か成果の発表を見ると、行政と受け入れ先と本人とこの三方よしになってということが書かれているのですが、今回の行政と受け入れる2人だけの関係になっているのですけれども、今回こういう形で提案されて、本来商工会とかどこかが受け入れ先になってやると一般的な本来の地域おこし協力隊になっていて、商工会というのが個人の農家の法人だったりして、農業をやりたいという方が地域おこし、これを利用してやってくるということが考えられるのですけれども、今回何で町と委託者だけの、2人だけの関係になっていて、受け入れ先というものを設置しなかった理由って何かあったら、あると思うのですが、その理由についてお聞かせください。

産業振興課長（佐藤 正君） もともと地域おこし協力隊の導入の効果と言われる部分ですが、いわゆる先ほど椿委員さんおっしゃられた三方よしという部分につきましては、地域おこし協力隊と地方自治体、市町村、それと地域のその3方を指します。そこで、地域おこし協力隊というのは例えば自身の才能とか能力を活かした活動ができるとか、理想とする暮らしや生きがいが発見できる、地方公共団体については行政ではできなかった柔軟な地域おこし策ができるとか、住人が増えることによる地域の活性化というのがありますし、地域としては協力隊の熱意が行動と地域に大きな刺激を与えとかという部分での三方よしというのがあります。それで、さっきどちらかの、地域おこし協力隊を受ける、受け皿というか、そういう方をなぜ設けなかったという話ですが、基本的には市町村によってそれぞれ違います。例えば三条であれば、NPO法人というところがそういった地域おこし協力隊を受け入れて、指導もするという形でのやり方をしていますし、田上町においては、とりあえずは市町村が地域おこし協力隊のほうにそういったいろんな指導をしているという形で考えておりましたので、特段そういう形での体制はとりませんでした。

以上です。

8番（椿 一春君） 今回はそういった形が理想ということとったと思うのですが、またこの前全員協議会の中ではいろんな農業ですとか、いろんな事業に発展させていくということを言われていたのですが、そういった場合やっぱり受け入れ窓口を募集したり、町から発信していくような考えがあるかお聞かせください。

産業振興課長（佐藤 正君） 先ほどおっしゃるとおり、例えば農業の関係の、例えば

担い手ということであれば、当然そういった実際に働き先、そういったところというのは当然確保していかなければだめですから、そういうところと連携することになるかと思っておりますので、それは次またそういう形で募集した際にどういう形で取り組むかというのをまた協議したいというふうに考えております。

以上です。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

なければ、中野議員。

傍聴人（中野和美君） ありがとうございます。湯っ多里館のことについてお尋ねいたします。

雨漏りの修繕ということなのですけれども、防水シートの劣化という説明を今いただきました。防水シートの劣化ということで、防水シート自体、湯っ多里館築20年ぐらいたっていると思うので、多少のシートの劣化もあるかとは思いますが、防水シートにその雨漏りの水が至るまでの間にその上で屋根もしくは何かから漏れたために防水シートに伝わって、その防水シートが劣化してという原因があるはずですので、防水シートのみならずほかに実際やってみたら原因があったのではないかと思うのですが、その辺はどうだったのか教えてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 今回の湯っ多里館の、それこそ雨漏りした箇所でございますが、皆様湯っ多里館のところの和室の入り口のところに、今マッサージルームだとか、自動販売機が設置してあるところがあるのですが、そちらの上の場所になります。そこの屋根というのは、普通の学校の屋上の屋根と一緒にございまして、陸屋根というふうになっているところなんです。そこのところに防水シートを敷いた形で施工されておりますが、そこが陸屋根ですので、屋根に降った雨がずっと屋根勾配で、屋根勾配といいますか、下がって、ドレーンといいますか、水を集めるところに集まって、下につながるといった形のつくりになっておるのですが、そのドレーン回りの劣化だとか、あと立ち上がり部分の劣化だとか、そういった部分の劣化がかなりありまして、それに伴いまして、今回漏水が発生したということで、今回はカバー工法によります施工をさせていただいたということでございます。

以上です。

傍聴人（高橋秀昌君） 委員長、番外。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） はい。

傍聴人（高橋秀昌君） 皆さんもう終わったの。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 終わっていますので、どうぞ。

傍聴人（高橋秀昌君） 地域おこしの件で伺っておきたいのですが、この契約期間が、たしか3年だと思うのですが、それ以降は再契約が可能かどうか。また、その際も交付税の算入がされるのかどうか。あるいは、一回自治体が国の許可を得て、全額交付税で賄うわけだけでも、再びまたやることができるのか。あるいは、単発で終わりののか。この制度上のところお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 財政的な話ですので、私が。3年で一応国の支援は終わりという形になりますので、お願いします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） その後。その後の雇用とかというのは。

傍聴人（高橋秀昌君） 新たにはできない。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 3年後。

総務課長（鈴木和弘君） 3年後は、人がかわれば。その人をずっとというわけにはいきません。

傍聴人（高橋秀昌君） 人がかわる。

総務課長（鈴木和弘君） 人はかわらないとです。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

では、ないようですので、議案第44号につきましては、これで質疑を終わります。暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時30分 再開

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、議案第45号、続いて議案第46号、この2件を一括審査します。

執行側の説明をお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、議案第45号をお願いします。議案書42ページになります。

同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ146万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,146万9,000円とするものであります。

それでは、おはぐりください。47ページになります。歳入でございますが、4款1項1目繰入金です。146万9,000円の追加をお願いするものでございます。

それでは、1ページおはぐりいただいて、48ページの歳出でございますが、2款1項1目下水道事業費146万9,000円の追加をお願いするものでございます。それに

つきましては、説明欄を見ていただきますよう、この春の人事異動による人件費の補正でございます。

次に、議案第46号をお願いします。議案書53ページをお願いいたします。議案第46号同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ140万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,040万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入ですが、58ページをお願いします。歳入でございますが、3款1項1目繰入金でございます。140万4,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、59ページの歳出でございますが、1款2項1目管渠維持費で140万4,000円の追加をお願いするものでございます。15節の工事請負費140万4,000円の追加をお願いするものでございまして、公共汚水ます設置工事の工事費用の追加をお願いするものでございます。その内容につきましては、後藤地内におきまして住宅の新築に伴いまして、個人の公共汚水ますの設置工事に不足が生じることから、工事請負費の追加をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。ご質疑のある方。11番（池井 豊君） 後藤地内新築ということなのですからけれども、これで集排の加入率どのくらいになったか、ちょっと聞かせてください。

地域整備課長（土田 覚君） すみません。今日は資料を持っていないのですが、記憶では90%以上はいつていると思います。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

では、ないようですので、議案第45号、46号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決に入ります。

議案第40号 田上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号 田上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第41号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第42号 下吉田川N o. 3雨水調整池整備工事請負契約について討論に入ります。ご意見ある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり決定しました。

続いて、議案第43号 同報系防災行政無線整備業務委託契約について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第44号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について討論に入ります。ご意見ある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり決定しました。

議案第45号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案
のとおり決定しました。

最後に、議案第46号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議
定について討論に入ります。ご意見ある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案
のとおり決定しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時39分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年6月24日

総務産経常任委員長 小 嶋 謙 一